

## 入札監理小委員会の審議結果報告

### 国土交通省/東京国際空港警備業務

国土交通省の東京国際空港警備業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

#### 1. 事業の概要及び選定の経緯について

##### （1）事業の概要

- 本事業は、航空機の安全運航を阻害する制限区域内等への不法侵入及び航空法第 53 条で定める禁止行為の未然防止並びに、東京空港事務所庁舎等及び庁舎敷地内の保安の維持等を図るための警備業務として主に①警備統括、②警備システム監視、③巡回警備、④SRA立入検査、⑤立哨警備、⑥庁舎等警備を実施している。
- 事業期間は3年間（平成 31 年 4 月～平成 34 年 3 月まで）の予定であり、次回で市場化テスト 2 期目である。

##### （2）選定の経緯

平成 26 年度事務連絡「公共サービス改革法の対象公共サービスの自主選定について」において、国土交通省より公共サービス改革法の対象事業として自主選定され、平成 27 年度の公共サービス改革基本方針に掲載されたものである。

#### 3. 市場化テストの実施に際して国土交通省が行った取組について

主に以下の点について追記・変更等をおこなった。

- ①平成 32 年 3 月より国際線エリアが拡大し、制限区域立入ゲート等の検査場が増えること、また今後、東京オリンピック・パラリンピック等の重要行事があり、国賓等の安全を確保するため、通常警備に加えて東京国際空港の警備強化を行う必要があることから、①制限区域立入ゲート及び警備、②国際線SRAエリアの見直しに伴う検査場及び警備、③警備強化に伴う特別警備の警備ポストを増加。（実施要項案：3～5 ページ）
- ②競争性の確保を図る観点から、入札に関するスケジュールを前回より前倒し。入札公告 従来 12 月上旬頃 → 11 月下旬頃（実施要項案：9 ページ）
- ③今後、想定される首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の災害等の非常時に対し、救急・救命活動の受け入れや緊急物資輸送の受け入れを実施するなど、

可能な限り運用を継続していく必要性があることから、その場合において受託業務を継続できる対応が可能かどうかを判断するため、評価項目及び企画提案書に、あらたに「BCP（事業継続計画）の取組について」を追加。（実施要項案：11・19・57 ページ）

④上記③のとおり、制限区域内の機密情報や、国賓等の空港利用情報など、受託事業者として情報管理がより厳格に行われるべき業務となることから、企業として取り組んでいるかを判断するため、評価項目及び企画提案書に「情報セキュリティの取組状況」をあらたに追加。（実施要項案：11・19・59 ページ）

#### 4. 実施要項（案）の審議結果について

以下の点について委員から意見があり、国土交通省としても検討及び対応する旨回答があった。

##### **【意見】**

警備業界において、現状も、人員の確保は難しい面もあると思われるが、今後は幅広い企業（施設警備以外の施設管理事業者等）にも入札に参加できるよう検討してほしい。

##### **【対応】**

警備業法で定める他の警備（雑踏警備、交通誘導警備、貴重品運搬警備等）の実績による参入も検討したが、それらを専門とする警備業者にあっては、各警備の目的及び対象が異なる。また、その警備方針や社員教育内容など本業務の履行能力を有するか判断することは難しい状況ではあるが、今後は対象の警備も目的に含まれている警備実績を有していれば、入札参加申請の際の審査上、前向きに考慮していきたい。

#### 5. パブリック・コメントで出された意見への対応について

○平成 30 年 9 月 6 日から 9 月 19 日までパブリック・コメントを実施した結果、1 者から計 9 件の意見が寄せられ、誤記・脱字ほか、明確化が必要と判断された 7 項目に対し実施要項等を修正・変更した。

以上